

平成 2 9 年 度

經 營 政 策 部
定 期 監 査 報 告 書

笛 吹 市 監 査 委 員

1 監査の対象

経営政策部に係る財務に関する事務の執行状態並びに事業の管理状態について監査を実施。

2 監査基準日・監査の範囲

平成29年8月31日現在の財務及び事務に関すること

3 監査の実施日

経営政策部	経営企画課	平成29年10月20日	午後1時から
〃	財政課	平成29年10月20日	午後2時30分から
〃	情報政策課	平成29年10月20日	午後3時45分から

4 監査の方法

監査の対象となった一般会計の下記項目について、経営政策部から提出された資料に基づき説明聴取を行うとともに、関係帳簿、証憑書類の突合及び計算突合等により関係諸記録を相互に付き合わせ、その記録又は計算の正否を確かめた。

1 「平成28年度定期監査等指摘要望事項措置状況報告書」

2 「職員の事務分掌表」

3 「主要事務事業の概要」

4-① 「懸案事項及び業務に関する問題点」

4-② 「指定事項調書」

【経営企画課】	} なし
【財政課】	
【情報政策課】	

5-① 「委託契約（一般委託）（予定）調書」

6 「負担金補助及び交付金支出（予定）状況調書」

7 「工事請負実施関連（予定）調書」

9 「歳入状況調書」

10 「歳出状況調書」

13 「賃貸借に関する調書」

16 「郵便切手受払状況」

17 「交際費支出状況調書」

5 監査の着眼点

監査にあたり次の点に着眼し監査を行った。

- ・ 事務事業が法令、条例規則等に則り適正に行われているか。
- ・ 住民サービス向上の観点から、現行の事務事業が適正なものか否か。
- ・ 歳入歳出予算の執行が適切に行われているか。
- ・ 契約事務の手続は適切か。

6 監査の結果

(1) 予算・財務に関する事務

平成29年8月31日現在における経営政策部から提出された一般会計歳入歳出状況調書の金額は、監査の結果関係諸帳簿等の記載金額と一致し適正に執行されていた。郵便切手については、経営企画課のみが所有しているが、保管枚数と受払簿に相違なく、適正に管理されていた。支出伝票関係については、検査の結果適正に処理されていた。

(2) 事務・事業の執行状況

経営政策部に係る主な事務事業の執行については、良好であると認められる。なお、監査において気がついた点を後述するので、今後適切な措置を講じられたい。

7 指摘・要望事項

経営企画課 財政課 情報政策課	事務 事業	特になし
-----------------------	----------	------

8 前年度定期監査等指摘要望事項に対する対応措置について

平成28年度定期監査において指摘された事項については、以下のとおりその対応措置が示された。

【経営企画課】

《指摘要望事項①》

NTT用地の活用については、旅館、旅行会社、メディア等の観光や文化財、市民と連携する中で検討していただき、これを踏まえて、用地取得についても、市民に十分な説明を行い、理解を得られる中で、取り組まれない。

《対応措置の内容》

NTT用地は、笛吹市のまちづくりにとって必要な用地であることから、土地開発基金条例第1条「公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地」として、平成29年3月議会で議決を得、あらかじめ開発基金により取得しました。活用策については広く市民の意見を聞き、1年～2年をかけ検討していきます。しかし、これまでミズベリング事業として利活用を検討してきましたが、市民の皆さんにミズベリングでの活用が分かりにくいいため、ミズベリング事業とは切り離し、足湯ひろばや八田書院等とともにNTT用地を含む相乗効果が図られる利用の仕方について協議を重ねていきます。

土地の活用策が決まるまでの間、呼び名を定めて、市民の皆様に認知していただきたいと考え、「市民みんなで考え、活用する広場」という意味で、「笛吹みんなの広場」を名称とし、現在は市民公募により応募してきた旅館業、旅行会社、飲食業、設備業、農業など他職種の一般市民で構成する、笛吹みんなの広場活用策検討ワークショップを開催し、県立大学に委託する中で活用策を検討しております。ワークショップの進捗に合わせて市民アンケートの実施も予定しております。

また、活用策を検討する間、土地を放置しておくのではなく、市民、団体及び企業等のイベントに貸し出し広くアイデアを募っております。

9 指定事項の回答について

本監査において、監査委員が指定した事項（指定事項調書）については、本年度はなかった。